

岡山地方最低賃金審議会が岡山労働局長に対して、 「岡山県最低賃金」の 24円 引上げを答申

岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金について、岡山地方最低賃金審議会（会長 西田 和弘）は平成 29 年 8 月 4 日、時間額 757 円を 24 円引き上げて、781 円に改正するよう、岡山労働局長（金田 弘幸）に答申しました。

この答申を受けて、岡山労働局長は、異議申出等の手続きを行い、異議申出があった場合、これに対する岡山地方最低賃金審議会の審議を経て、岡山県最低賃金が改正されることとなります。

（１）答申どおり改正された場合、以下のとおりとなります。

	改正後	改正前	引上げ額	引上げ率
時間額	781円	757円	24円	3.17%
発効日	平成 29 年 10 月 1 日 予定	平成 28 年 10 月 1 日		

（２）答申に至るまでの経緯としては、以下のとおりです。

平成 29 年 7 月 5 日、岡山労働局長が岡山地方最低賃金審議会に改正決定について諮問、同審議会はこれを受けて専門部会を設け、去る 7 月 27 日中央最低賃金審議会から示された目安（岡山県の場合 24 円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行った結果、「時間額を 24 円引上げて、781 円」とするよう結論を取りまとめ、8 月 4 日、岡山労働局長あて引上げの答申が行われたものです。